

評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ福祉会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 評議員会に出席する評議員に対して、実費として 5,000 円を弁償することができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(委任)

第3条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成29年 6 月 15日から施行する。

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人むつみ福祉会（以下「法人」という。）定款第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の総額)

第2条 役員に対して、1人あたりの各年度の総額が50,000円を超えない範囲で支給するものとする。

(実費弁償)

第3条 理事会及び役員研修に出席する役員に対して、実費として5,000円を弁償することができる。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、前項の規定に準ずる。

3 監事が定款第18条第1項の規定により監査したときは、同条第1項の規定に準ずる。

4 理事及び監事が、法人及び施設の指導監査への立会にあたったときは、同条第1項の規定に準ずる。

5 同条1項から4項について、役員が同一日に、理事会や役員研修等同条第1項から第4項に掲げる業務に複数出席する場合は、これを1回とみなす。

6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(委任)

第4条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が評議員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。